

諮問日：令和4年1月14日（令和3年度（情）諮問第42号）

答申日：令和4年6月24日（令和4年度（情）答申第9号）

件名：静岡地方裁判所における裁判所ウェブサイトの下級裁判所裁判例速報に掲載する際の選別基準等に関する文書の一部不開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙1記載の各文書の開示の申出に対し、静岡地方裁判所長が、別紙1記載4の文書については、別紙2記載の各文書（以下、別紙2の番号を用いて「本件対象文書1」などといい、これらを併せて「本件対象文書」という。）の一部を不開示とした判断（以下「原判断1」という。）、別紙1記載1から3までの文書については存在しないとして不開示とした判断（以下「原判断2」といい、原判断1と併せて「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、静岡地方裁判所長が令和3年8月30日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

1 原判断1について

- (1) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に定める不開示情報に相当することを理由に不開示とされた個人識別情報のうち、特定人Aさん個人を特定し得る情報に該当することを理由に不開示とされたものについては、「慣行として公にされている情報」に該当するため開示されるべきです。

「特定人A」や「特定事件」という固有名詞は何十年も前から国内外のメ

ディアが仮名や仮称などにならずに使用しています。報道に際し特定人Aさん本人を撮影した顔写真や映像にモザイク処理などが施されることもありません。また、国会議事録検索システムのキーワードに「特定人A」と入力すれば43件50箇所がヒットします。要するに「特定人A」という固有名詞は「慣行として公にされている情報」です。不開示情報に相当するとした静岡地裁自身が、特定年月日の再審開始決定の骨子を作成した際に、特定人Aさんの実名をそのまま使用して報道機関などに配布したこともそれを裏付けています。

- (2) 「法5条6号に定める不開示情報に相当すること」を理由に不開示とされた「公にすることにより、要請書への対応に関する事務や広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報（対応案等）」については、当該不開示情報が同号所定の「公にすることにより、国の機関（本件では静岡地裁）が行う事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報」に該当しない可能性が高いため開示されるべきです。

そもそもこの規定は、行政機関の長に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」と言えるものであることが求められます。「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されます。

静岡地裁は当該対応案等に沿って後に本件要請者や要請事項（「要請書」参照。以下、当該要請書を「本件要請書」という。）に対応したと思われませんが、少なくとも本件要請者がその対応を不服として裁判所の事務や事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼすような違法・不当な行動をとったことはありません。当該対応案等を公にしても、すでに静岡地裁が本件要請者に対してとった対応の内容を事後的に確認するに過ぎず、現に静岡地裁の事務や

事業の適正な遂行に実質的な支障も及んでいません。したがって、当該対応案等を公にすることにより、静岡地裁の事務又は事業の適正な遂行に「実質的な支障」を及ぼすおそれの程度が「法的保護に値する蓋然性」を持つほど高いなどとは到底言えません。

当該不開示決定が、裁判所にとって何か不都合な事実を隠蔽しているのではないかとの疑念を市民に抱かせないためにも、当該不開示情報は開示されるべきです。

2 原判断2について

通知書は、「開示しないこととした理由」について、開示を申し出た「各文書は、いずれも、存在しない」としていますが、存在しない具体的な理由（そもそも作成されていないのか、存在していたが廃棄したのか、紛失したのか等）が記載されておらず、にわかに信用できません。

少なくとも、静岡地裁が裁判所WEBサイトの下級裁判所裁判例速報に掲載する際の選別基準（平成26年3月27日当時採用されていたもの）を定めた文書については存在している可能性が高いと思われます。なぜなら、本件要請の実施から1週間後の特定年月日に静岡地裁の担当者から本件要請者に電話があり、要請事項については「文書での回答はしない。平成26年当時、東京高裁審理中を理由に静岡地裁のホームページに掲載しなかった。現在も掲載することはしない」旨の回答があったからです。当該司法行政文書が存在していなければ、「平成26年当時、東京高裁審理中を理由に静岡地裁のホームページに掲載しなかった」と明確に回答することはできないはずです。そもそも、最高裁判所が平成29年2月17日付け事務連絡「下級裁判所判例集に掲載する裁判例の選別基準等について」（以下「平成29年事務連絡」という。）を策定する以前から、最高裁判所の基本方針に則って実施されている裁判例速報のWEBサイト掲載事業について、その選別基準や手続・運用を定めた司法行政文書が全く作成されていないなどということは、裁判所という組織の性質から

してあり得ません。

この理由による不開示決定は、裁判所にとって何か不都合な事実を隠蔽するためになされたのではないかとの疑念を抱かせますが、それが事実であれば許されません。もし事実でないというのなら、当該司法行政文書が存在しない具体的な理由を示すべきですし、再度十分な探索を実施して当該司法行政文書を開示すべきです。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 原判断1について

- (1) 原判断序は、本件対象文書のうち、事件名等が記載された部分は特定の刑事事件に関する個人識別情報であり、法5条1号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分（以下「本件不開示部分1」という。）を不開示とした。

この点、苦情申出人は、原判断序が、特定人Aの氏名を記載した別紙1の3掲記の再審請求事件の決定の骨子を報道機関等に配布したことを指摘の上、同人の氏名や同人に係る特定の刑事事件名は国内外のメディアによって報道されていることから、本件不開示部分1のうち同人に係る個人識別情報に該当する部分は慣行として公にされている情報に該当する旨主張する。しかし、特定人Aの事件に関する情報が新聞等により報道され、公衆の知り得る状態に置かれたとしても、それはあくまでも報道機関がした取材結果に基づき、当該報道機関の報道に関する方針等に沿ってそれぞれ報道されたにとどまるから、そのことをもって当該情報が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当することになるとはいえない。

また、苦情申出人は、前記特定人Aの氏名が、国会議事録検索システムのキーワード検索でもヒットすると指摘し、当該氏名は慣行として公にされている情報である旨主張する。仮にそのような事実があるとしても、直ちに特定人Aの氏名が慣行として公にされる情報であるということとはできない。ま

た、本件対象文書には、前記特定人Aについて特定の支援団体から本件要請書が提出された旨の情報が記載されているところ、前記特定人Aの氏名は上記の情報と一体となって同人に係る個人識別情報に該当することから、一体としての個人識別情報の全体が、慣行として公にされる情報といえるかが検討されるべきこととなる。特定の支援団体から裁判所に対して本件要請書が提出されたという情報については一般に公表されるものではなく、同人についてのものについても同様であり、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとはいえない。

以上によれば、前記特定人Aに係る個人識別情報について、法5条1号ただし書イに掲げる情報に相当する事情があるとはいえない。

なお、原判断においては、本件不開示部分1を不開示とすることにより、その余の個人識別情報に該当する部分について開示したとしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められることから開示したものである（取扱要綱記第3）。

(2) また、本件対象文書2及び3の各文書のうち、本件要請書に対する対応案の内容が記載されている部分は、公にすることにより要請書への対応に関する事務の遂行に支障を及ぼすおそれのある情報であり、法5条6号に規定する不開示情報に当たることから、この情報が記載されている部分（以下「本件不開示部分2」という。）を不開示とした。

この点、苦情申出人は、要旨、本件要請書の提出者がその対応を不服として裁判所の事務や事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼすような違法・不当な行動をとったことはなく、原判断庁がとった対応の内容を事後的に確認するために過ぎないことから、対応案の内容は法5条6号の不開示情報に該当しない旨主張する。しかし、裁判所に対する要請書については、その内容に応じて個別に対応を検討する必要があるところ、本件不開示部分2を公にすると、使用しなかった対応案も含めた本件要請書に対する裁判所の具体的

な対応方針が明らかになり、他の案件や将来の対応において、要請書の内容に応じた適切な検討及び対応ができなくなるおそれがあり、裁判所の要請書に対する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（同号）。

- (3) 本件対象文書2の文書のうち、報道対応案に係る部分は、公にすることにより広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報であり、法5条6号に規定する不開示情報に当たることから、この情報が記載されている部分（以下「本件不開示部分3」という。）を不開示とした。すなわち、報道対応案は、個別の取材対応に関して、報道機関が一般に問うであろう質問を想定し作成したものであるところ、本件不開示部分3を明らかにすることは、本来秘密として守るべき報道機関の具体的な取材活動の内容及び裁判所における取材対応の具体的な検討内容等を公表することとなり、取材源の秘匿を基本原則とする報道機関と裁判所との信頼関係を大きく損ない、裁判所における広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（同号）。

2 原判断2について

原判断庁において、原判断2に係る開示申出文書を探索したが、該当文書は存在しなかった。

なお、原判断庁においては、原判断庁の裁判例を裁判所ウェブサイトに掲載する選別基準等について、平成26年3月時点で適用のあった内容を記載した司法行政文書を作成又は取得していないのか否か、作成又は取得後に廃棄されたのか否かが判然としなかったことから、不開示の理由を「作成又は取得していない。」ではなく「存在しない。」としたものである。

苦情申出人は、平成29年事務連絡を指摘の上、同事務連絡による選別基準を策定する以前に選別基準や手続・運用を定めた司法行政文書が全く作成されていない等ということは裁判所という組織の性質からしてあり得ない旨主張する。しかし、原判断2における不開示の理由は前記のとおりであって、当該再審決定がされた平成26年3月当時の原判断庁の選別基準に照らして当該再審

決定についてウェブサイトに掲載するか否か等の検討をした文書については、作成又は取得後に廃棄されたのか、作成又は取得していないのかが判然としなかった。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和4年1月14日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年5月19日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年6月17日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 原判断1について

- (1) 本件対象文書を見分した結果によれば、本件不開示部分1には、特定人Aの氏名、特定の事件名及び特定人Aについて特定の支援団体から提出された本件要請書に係る情報が記載されていることが認められる。そして、これらの記載は、一体となって、特定の刑事事件に関する情報であると認められ、法5条1号に規定する特定の個人を識別することができる情報に相当する。

苦情申出人は、原判断序が、特定人Aの氏名を記載した再審請求事件の決定の骨子を報道機関等に配布したことを指摘した上で、同人の氏名や同人に係る特定の刑事事件名は国内外のメディアによって報道されていることから、本件不開示部分1のうち同人に係る個人識別情報に該当する部分は慣行として公にされている情報に該当する旨主張する。しかし、特定人Aの事件に関する情報が新聞等により広く報道され、当該情報が公衆の知り得る状態に置かれたとしても、これはあくまでも報道機関がした取材の結果に基づき、当該報道機関の報道に関する方針等に沿って報道されたにとどまるから、そのことをもって当該情報が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に当たるとはいえない。

そのほか、苦情申出人は、前記特定人Aの氏名が、国会議事録検索システムのキーワード検索でもヒットすると指摘し、当該氏名は慣行として公にされている情報である旨主張する。しかし、仮にそのような事実があるとしても、そのことから直ちに特定人Aの氏名が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるということとはできない。

また、上記のとおり、本件不開示部分1に記載されている情報は、一体として法5条1号に規定する個人識別情報に相当するため、一体としての個人識別情報の全体が、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報といえるかについても検討すると、特定人Aについて特定の支援団体から提出された本件要請書が提出されたという情報については、一般に公表されるものではなく、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるということとはできない。

以上によれば、特定人Aに係る個人識別情報について、法5条1号ただし書イに相当する情報であるとは認められないから、苦情申出人の上記主張を採用することはできない。

- (2) 本件対象文書を見分した結果によれば、本件不開示部分2には、本件要請書に対する回答案や本件要請書提出時の基本対応案等、静岡地方裁判所の本件要請書に対する対応方針の検討内容及びその結果が記載されていることが認められる。

ところで、裁判所に対して提出される要請書については、様々な性格のものがあり、その対応は要請の内容に応じて個別に検討すべき性質のものがあるといえることができるが、上記本件不開示部分2の記載内容を踏まえれば、本件不開示部分2を公にすると、実際の対応とは異なった部分も含め、本件要請書に対する裁判所の具体的な対応方針が明らかとなり、その結果、裁判所に要請書が提出された他の案件の対応等において、要請書に対する対応方針の検討について様々な誤解を生じさせ、ひいては、要請書を提出した者か

ら、基本対応のとおりに対応されていないとか、検討過程にあった別の対応案で対応すべきであったといった苦情が述べられるなどの事実が起こり得る。そのため、裁判所の担当者において要請の内容に応じた適切な検討及び対応に困難が生ずる等、裁判所に対する要請についての組織的な検討及び対応を行う上での事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることが推認される。

したがって、最高裁判所事務総長の上記説明の内容は不合理とはいえず、本件不開示部分 2 は、法 5 条 6 号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- (3) 本件対象文書を見分した結果によれば、本件不開示部分 3 には、静岡地方裁判所の報道機関に対する本件要請書に係る対応方針の検討内容及びその結果が記載され、最高裁判所事務総長の説明のとおり、報道機関に対する対応案は、個別の取材対応に関して、報道機関が一般に問うであろう質問を想定して作成されていることが認められる。上記の記載内容を踏まえれば、本件不開示部分 3 を公にすると、本来秘密として守られるべき報道機関の具体的な取材活動の内容及びこれに対する裁判所の対応の具体的な検討内容等が推知され、取材源の秘匿を基本原則とする報道機関と裁判所との信頼関係を大きく損ない、裁判所における広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることが認められる。

したがって、最高裁判所事務総長の上記説明の内容は不合理とはいえず、本件不開示部分 3 は、法 5 条 6 号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

2 原判断 2 について

当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、裁判所ウェブサイトの下級裁判所の裁判例が掲載されるようになったのは、本件開示申出日から 15 年以上前であること、上記裁判例の掲載が開始された当初から、裁判所ウェブサイトの下級裁判所判例集に掲載される裁判例の選別については、各下級裁判所の判

断によるものとされてきたこと、そして、平成29年事務連絡により、最高裁判所から下級裁判所に対し、裁判例の選別基準が示されるとともに、「下級裁判所判例集」の名称は「下級裁判所裁判例速報」に変更されたことが認められる。上記確認結果を踏まえれば、裁判所ウェブサイトの下級裁判所の裁判例の掲載が開始された当初に、その選別を判断する下級裁判所において、選別基準に関する検討及び何らかの判断が行われたことが推測され、平成29年事務連絡により裁判例の選別基準が示される前である平成26年3月27日時点においては、上記検討等に従った選別が行われた可能性があるとはいえるものの、平成26年時点において、上記検討等が行われた時期から10年以上が経過していることから、裁判例の選別基準に関する文書を実際に作成し又は取得したのか否か及び作成又は取得後に廃棄されたのか否かが判然としないとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容に特段不自然な点は見当たらず、不合理とはいえない。

そのほか、静岡地方裁判所において、別紙1記載1から3までの文書の開示申出に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、静岡地方裁判所において、別紙1記載1から3までの文書の開示申出に該当する文書を保有していないと認められる。

- 3 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分2及び3がいずれも法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められ、静岡地方裁判所において別紙1記載1から3までの文書の開示申出に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 門口 正人

委 員 長 戸 雅 子

別紙 1

- 1 貴庁に係属する事件の判決・決定について、貴庁が裁判所WEBサイトの下級裁判所裁判例速報に掲載する際の選別基準及び同速報に掲載するまでの手順を定めた司法行政文書（ただし、平成26年3月27日当時に採用されていたもの）
- 2 貴庁が上記選別基準及び手順を定めるに至った経緯（上級庁からの通達・事務連絡等含む）や協議内容がわかる司法行政文書
- 3 貴庁に係属していた、特定の再審請求事件の決定を、貴庁が上記速報に掲載しない判断に至った経緯や協議内容がわかる司法行政文書
- 4 冤罪被害者の支援団体が特定年月日に貴庁に提出した同日付の要請書に対して、特定月日に貴庁担当者が同支援団体メンバーに電話で回答した内容について、貴庁が同内容を回答する判断に至った経緯や協議内容がわかる司法行政文書

別紙 2

- 1 要請書について（特定年月日付け供覧票）及び要請書（特定年月日付け）
- 2 起案日特定年月日の要請書に対する対応案
- 3 特定年月日付け要請書に対する対応案